

分担研究報告書

災害時のエンバールミング、エンバールマーの役割に関する研究

災害時のエンバーミング、エンバーマーの役割に関する研究

研究分担者 岩原香織 日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座 准教授
都築民幸 日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座 教授

要 旨

災害時におけるエンバーミングの意義やエンバーマーの役割を確認し、活動指針となる参考事項の抽出や平時からの防災について、検討することを目的とし、本研究を行った。

文献調査からは、災害時にエンバーミングが行われたものの、その方法や内容についての詳細な記載がなかったり、災害時のさまざまな制限が考慮されていない内容であったりして、活動指針の参考となるべきものは少なかった。また、海外では、組織的な活動が行われているようであるが、日本での関連機関を含む活動内容やその範疇が異なるため、参考とすべき内容の取捨選択が必要である。

災害時のエンバーミングの実施について、対外的には関連機関への周知、協定締結や地域防災計画等への参画のほか、対内的には災害の正しい理解につながる災害学や災害医学の教育、BCP (business continuity plan) の策定が有用であると考えられる。また、災害時の円滑な活動を進めるには、遺体に処置を行う可能性があるエンバーマーの公的資格認定制度や登録制度の制定が望まれる。

災害時に正しい活動を行うには、目的を明確にした活動を実践に行える知識や技能の修得とともに、災害を理解し、フェーズによる状況やニーズの変化に即した対応を考察する力が必要となる。

A. 目 的

エンバーミングによる遺体の殺菌、防腐、修復処置は、平時のみならず、有事における公衆衛生や遺族のグリーフケアなどに有用であることは明白である。また、災害時の人的不足を考慮すれば、これらを行えるエンバーマーや葬儀関係者を専門的知識や技能を持つ者として、またマンパワーとして活用することの有用性も同様である。しかしながら、平時とさまざまな条件が異なる有事において、その活動や役割をどのような場でどの程度行うかは、判断が難しいところである。災害時の活動について、エンバーマーの役割やエンバーミングの意義を再確認し、活動指針となる参考事項の抽出や平時から考慮、準備しておく内容等も含め、検討することを目的とし、本研究を行った。

B. 方 法

過去の災害時に行われたエンバーミングの内容およびエンバーマーの活動について、文献調査や聴取等により情報収集を行った。また、研究班で討議された内容に関しても、調査、検討を行った。

C. 結 果

医中誌 Web において「災害」and「エンバーマー」の検索結果は0件、「災害」and「エンバーミング」は4件であった。また、Pub Med において「disaster」and「embalmer」の検索結果は0件、「disaster」and「embalming」は3件であった。抽出された文献は、エンバーミング処置の災害時への応用について、また、身元確認や遺族のグリーフケアへの寄与に関する内容であ

った。

その他の文献や雑誌、記事等では、災害時におけるエンバーミングの有用性を説くものや、災害時（事故を含む）にエンバーマーが活動を行ったとの記載があるものの、明確になっているのは被災者の数等だけで、実際にエンバーミングが行われた遺体数やエンバーミングの内容についての詳細には触れられていないものがほとんどであった。その中で、日本における過去の災害や事故で行われたエンバーミングの内容を把握できたのは、「阪神・淡路大震災」、「平成16年台風第18号」、「東日本大震災」での活動であった。

平成7年（1995年）兵庫県南部地震による災害、いわゆる「阪神・淡路大震災」は死者6,434名が発生した。この災害では、遺体検案所で活動を行っていた法医学者が兵庫県および兵庫県警察本部にエンバーミングの提案を行い、兵庫県警察が依頼したことに基づき、エンバーミングが行われたとのことである。現地では水が使用できなかったため、消毒・防腐用パウダーによる防腐処置を行い、納体袋に収める活動を身元不明遺体20体程度に対し行ったようである。

「平成16年台風第18号」は、2004年8月28日にマーシャル諸島付近で発生し、同年9月4日から8日まで、日本全国に大きな被害をもたらした台風である。この台風の影響により、9月7日、山口県下松市笠戸島沖でインドネシア船籍の貨物船が沈没し、乗組員22名が死亡した。乗組員の宗教的な理由により、火葬ではなくエンバーミングを行い、母国への移送が行われたとのことである。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による災害、いわゆる「東日本大震災」では、1都1道10県で15,895名の死者が発生した。この災害では、IFSA（日本遺体衛生保全協会：International Funeral Science Association in Japan）がチームを派遣し、3月19日から24日まで岩手県陸前高田市で、遺体の洗浄や清拭、

納棺等の支援活動を行ったようである。この活動は、ニーズの変化を把握し、派遣の終結を決定したことも記載されていた。

その他に、エンバーミング処置内容を詳細に記載してある文献も抽出できたが、災害の種類のみでの記載であり、災害を推定できるものの、特定は困難であった。しかしながら、文章中より、エンバーミング施設の被災は確認できず、平時と同じ環境および資機材にて、遺体2体に脈管エンバーミングが行われたようであった。

海外での災害時における遺体の取り扱いにおいて、エンバーミングについて記載されていたマニュアルの一つとして、World Health Organization、International Committee of the Red Cross、International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies、Pan American Health Organization、World Health Organization Regional Office for the Americas による「Management of dead bodies after disasters : A field manual for first responder, second edition」があった。その記載項目等を図1に示す。エンバーミングについては「Annex 4 Mass fatality plan checklist」の中の「Essential elements of the mass fatality plan」の「VII. International dimensions」に記載を認めた。多数死体発生事案における外国人遺体等への対応について、計画の立案や準備、関係機関との連携等とともに、特別な準備事項として、エンバーミングと死亡証明書の交付方法が記載されていた。また、「XIV. Disaster mortuary plan」に遺体安置所での活動の一つとして、遺体の管理、身元確認のための検査や資料採取とともにエンバーミングが記載されていた。ただし、その方法や内容に関する詳細な記述は認められなかった。

また、New Zealand Embalming Association Inc のホームページには、「Disaster Response」の項目があり（図2-1、図2-2）、NZ Disaster Response Team の設立経緯、チームの構成員と

それぞれの役割、他組織（団体）との連携、チームが活動した災害（事件、事故を含む）、メンバーの資格等について記載されていた。その中で、エンバーマーの役割は、故人とその家族の文化のおよび宗教的信念を考慮し、葬儀のために防腐処置を施すこととしている。さらに、実際に活動を行った災害として、257名の死亡者が発生し、NZ Disaster Response Team の設立契機となった「Erebus Air Disaster」のほか、「Masterton Family Multi Death Situation」、「Cave Creek - West Coast」、「Caterton Balloon Tragedy」、日本人留学生を含む185名が死亡した「Christchurch Earthquake」が挙げられている。しかしながら、それぞれの災害・事故で行われたエンバーミングの内容についての詳細は明確にされていなかった。

聴取や文献等から抽出した災害時の活動に関するエンバーマーの意見は、「災害時でも平時と同様のエンバーミングを行うことが当然である」、「身元不明遺体に対する修復や化粧は身元確認に有効である」等の内容がみられる一方、「災害時の環境や資機材の不足等を理由とした臨機応変な対応を迫られる可能性の考慮」や「生前の情報が乏しい身元不明遺体に対する修復の困難さ」等の災害時の活動について真摯に向き合う意見が散見された。

D. 考 察

1. 文献や雑誌、記事等からの調査結果について

海外における文献や雑誌、記事等から、2011年にカンタベリー地方で発生した地震、「Christchurch Earthquake」で実施されたエンバーミングは各地域の事業者が対応し、消毒や防腐のみでなく、顔貌の修復までの処置が行われたようである。しかし、エンバーミングが死亡者全員に行われたのか、どのような防腐処置が行われたのかは不明であった。その他の災害・事故においても、明らかにされた内容は、

エンバーミングが行われたことのみであり、エンバーミングを行った遺体の状態や数、エンバーミングに従事したエンバーマーの数や要した日数、エンバーミングの方法や内容などの詳細な情報を得ることはできなかった。エンバーミングは、平時と同じような殺菌、防腐、修復処置が行えたのか、簡易的な方法に留まったのか、また、その一部を実施したのかは不明確で、日本での指針の参考にできるものはなかった。

平時でも、遺体の状況や故人・遺族の要望、費やせる時間、エンバーマー個人の選択基準等によって、エンバーミングの方法や内容は異なるため、さまざまな制限が加わる災害時において、統一的な基準や方法の設定が行いづらくことは理解でき、とくに、災害時におけるエンバーミングの捉え方には注意を払わなければならないことが示唆された。しかしながら、日本の一部の報告は、実際の活動について比較的詳細に記録されており、災害の種類や現場の状況に即した対応だけでなく、活動終結の根拠が記載されていたことは、災害時の活動を考える上で大きな参考となる。

2. 災害の理解について

災害時に適切な活動を行うためには、その災害を理解する必要がある。たとえば、災害の想定や対応に資する災害の分類として、閉鎖型災害と開放型災害、広域災害と局所災害、自然災害と人為災害、複合災害などがある。これら災害の種類を把握し、さらには、人的被害や物的被害を確認し、対応を決定する。また、フェーズによる状況やニーズの変化を把握し、活動に反映させていかなければ、災害時の正しい活動、つまり被災者や被害者に有用な活動を行うことはできない。

災害時におけるエンバーマーの不足に対し、医師等によりエンバーミングを実施するとの意見がある。災害時の医療救護活動を考えれば、医師の最優先事項は人命を救うことである。ま

た、平時のみならず、災害時には、想定外の状況や急激な状況変化が発生する場合があります、与えられた活動を確実に責任を持って実施するためには、その活動に専念しなければならない。遺体管理や処置に専念できる医師の確保や平時からの連携がとれれば、災害時に大きな力となるであろう。

3. 災害時のエンバーミング、エンバーマーの役割について

本厚生労働科学特別研究事業の分担研究「エンバーミングにおける遺体修復に関する研究—エンバーマーへのアンケート調査などからの教育システムの提案—」の結果より、エンバーマーは平時から、さまざまな状態の遺体に関わっており、知識と技能、経験を活かすことにより、技術的には、災害時でも遺体の対応を問題なく行えると思われる。災害時のエンバーミングについては、平時とは異なる、資機材や環境の不足、対応すべき遺体の数、費やせる時間、遺体の移送、エンバーマーの移動等を考慮しなければならない。被災地であったとしても、エンバーミング施設が使用可能で、資機材や人材も輸送等で対応が可能であれば、平時と同じエンバーミング処置が行えるかもしれない。しかしながら、環境の制限、資機材や人材不足がある場合には、臨機応変な対応が必要となる。

海外では、遺体の潜在的な感染症の拡大等を予防、防止するために、災害時にはエンバーミングは有用であり推奨すべきであるとの意見がある一方、災害時はもちろんのこと、平時であっても、エンバーミングで使用する化学薬品(物質)は有害なため、遺体を保存しない選択やドライアイスなどの代替的な技術を推奨している人々もいる。環境が整わないなかでのエンバーミングやその方法には賛否が伴い、その決定は慎重を期すべきであろう。

4. 関係機関との連携について

災害時のエンバーミングに関するいくつかの医学系文献は、身元確認に関連した内容であった。エンバーミングの実践には、被災状況の把握や状況判断が重要であるにもかかわらず、その部分が省略されていたり、身元確認活動の不理解とも取れる内容が含まれていたりした。消毒処置は安全な身元確認活動の一助となるが、防腐や修復処置については、その方法や順序によって身元確認の助けにならない場合もある。身元確認の種類や方法、内容の理解がなければ正しい活動につながらない。他の文献等でも見受けられたエンバーミングの有用性の理解のみでは、さまざまな制限がかかる災害が発生した際に実働できないばかりではなく、被災者の不利益につながる可能性がある。そのため、エンバーマーには、災害時に連携すべき職種の活動の理解を含む、災害に関する教育が必要と考える。

その他、身元不明遺体に対するエンバーミング処置については、同意書や費用に関しても明確にしておくべきである。また、資源が限定される災害時での処置の優先順位について、身元不明遺体の防腐を優先するのか、身元判明遺体の防腐や修復処置を優先するのか、エンバーマーの中でも意見が分かれるところであった。さらに、海外への遺体搬送が必要となる外国人死亡者が発生した場合、どの遺体の処置が最優先されるべきなのか、議論は尽きない。

災害時のエンバーミングをグリーフケアの観点から考察すると、災害時に遺族等のグリーフケアを担当する組織(団体)との連携が必要となる。グリーフケアの形態もさまざまであるが、現場(遺体安置所等)での対応を考えるのであれば、日本DMORT(Disaster Mortuary Operational Response Team)との連携は重要である。米国DMORTではfuneral directorsが構成員に入っているため、米国DMORTを参考とした日本DMORTとの関係構築が提案された。米国DMORTは、災

害時に国の政府機関の傘下に組織され、活動する地域の資格を持たなくても国の臨時職員として活動でき、検視や身元確認（個人識別）を主とした活動に従事し、遺族や遺体の対応、心のケアまでも行う。日本DMORTは社団法人であり、日本語の機関（組織）名を災害死亡者家族支援チームとしていることからわかるように、遺族対応を主としている。両者の組織母体や活動形態、主とする活動内容は異なるため、その違いを理解し、参考にする項目の取舍選択を行うべきである。災害時の円滑な活動を進めるには、遺体への処置を施す可能性があるエンバーマーについては、米国にならぬ、公的資格認定や登録制度の制定が望まれる。

5. 地域防災計画等を基にした活動根拠や今後の展開について

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき、地域の実情に即した内容で対応や復旧などの計画が記載されたものであり、この中で、災害時の遺体の取り扱いについては、都道府県、市区町村および警察を主体としている。東京都を一例とすると、遺体収容所の設置や活動については、福祉保健局、警視庁、区市町村が行うこととなっている（図3）。さらに、遺体に関する協定としては、遺体の搬送は社団法人全国霊柩自動車および社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と、遺体保存用ドライアイスの供給はドライアイスメーカー会および全日本ドライアイスディーラー会と、火葬の実施は東京博全株式会社および株式会社戸田葬祭場、株式会社日貨華と、棺等葬祭用品の供給は全東京葬業連合会および社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と締結している（図4）。そのため、遺体の保存や葬儀の観点からすれば、前述の団体等との連携が有用である。また、遺体収容所の設置や活動における区市町村の対策内容の一つとして、「遺体の腐敗防止の対策を徹底」との文言が記載されている（図3）。国や都道府県レベルでの対応も必要であるが、

実際的な内容や実働可能な計画策定について、市区町村レベルでの取り組みが重要であると思われる。

東京都のある地域歯科医師会では、災害時の医療救護活動に関する計画策定において、一般的な事項の他、東京都が想定する災害により地域で想定される被害や場所、地域特有の災害により想定される被害と場所、昼間・夜間人口の有無やその差、歯科医療従事者や診療所の数、歯科医療従事者の診療所と住居との異同等を考慮している。これらの考慮は、同じ東京都内であっても地域によって被害の種類や規模、区市町村や関連機関から要望される歯科医療救護活動が異なるからである。葬儀に関することであれば、東京都が設定している23区内の火葬場のいくつかは、それぞれの区で浸水地域に指定されている場所にあり、水害が発生した場合、それらの火葬場が機能するかどうかは不明である。

対外的な周知や認知においては、市区町村の災害想定や被害想定を確認し、それらを基に対応すべき遺体数、エンバーマーの人数やエンバーミング方法を検討し、関連機関や市区町村に提示した上で協定締結や地域防災計画への参画まで進めることができれば、災害時の活動が明確になるであろう。すでに、地域防災計画で「エンバーミング」の文言が掲載されている地域もあり（図6～8）、それらを参画の参考とし、全国に広がることを期待される。また、対内的な取り組みの一つとして、災害時における事業活動の早期再開や継続を行うための、いわゆるBCP（business continuity plan）の策定は防災の観点からも重要である。すでに策定している事業者もあるが、エンバーミングも含めた内容の策定が必要であろう。

また、東京都の地域防災計画において、遺体処理の期間等と国庫負担についての記載がある（図5）。エンバーミング処置のどの範囲までが含まれるかは不明であるが、遺体の洗浄・縫合・

消毒の処理等のための費用に関しては国庫負担の対象となる経費とされ、災害時にはこれらの活動が認められているとの理解ができる。

E. 結論

災害において、遺体管理、遺族対応、公衆衛生の観点で、エンバーミングやエンバーマーの需要は明白である。災害時のさまざまな制限下では、処置内容を含め、ある程度の統一基準が必要であると考えますが、本研究では明確にできなかった。しかしながら、エンバーミングに包括される処置の明確化、平時のエンバーミングにおける遺体の状態とエンバーミング方法や内容との検討で、災害時の処置に関する統一基準の資料となる可能性がある。

災害の理解については、被災状況を考慮した活動内容の決定など正しい理解を示す意見もあれば、災害時を平時と同様に想定する不理解と判断せざるを得ない意見もあった。エンバーマーは知識と平時の経験から、技術的には、適切な処置を行うことができると考えるが、災害時の活動については、平時との相違を理解すべく、災害学やメンタルヘルスに関する教育も必要である。さらに、災害時には他職種との連携が平時に増して重要となるため、関係職種の活動の理解とともに、エンバーマーの存在意義やエンバーミングの意義についての啓発も重要であり、平時からの対外的な対応、対内的な対応が防災対策となる。災害時の円滑な活動を進めるには、遺体の処置を行う可能性があるエンバーマーの公的資格認定制度や登録制度の制定が望まれる。

災害時に正しい活動を行うには、目的を明確にした活動を確実に実行できる知識や技能の修得とともに、災害を理解し、フェーズによる状況やニーズの変化に即した対応を考察する力が必要となる。

F. 研究発表

実績なし

G. 知的財産権の出願・登録

実績なし

参考文献

- 1) 松尾雅斗, 前田信吾, 飯村 彰, 小口岳史, 野々村敏也: 大規模災害時、遺体保存システムの確立について 口腔内診査用頭頸部エンバーミングの考案; 神奈川歯学 50 (記念特別号) 158-160, 2015.
- 2) 秋田恵一, 岡田隆平, 那須久代, 二村昭元, 山口久美子, 加藤友康: 新しい医療技術 Thiel 法による屍体の固定; 整形・災害外科 56 (10) 1285-1289, 2013.
- 3) 村上典子, 吉永和正, 本間正人, 中山伸一, 井 清司, 久保山一敏, 松本 尚, 富岡譲二, 秋富慎司, 長崎 靖; 災害超急性期における遺族・遺体対応の課題 日本 DMORT 研究会の活動から; 日本救急医学会雑誌 20 (8) 651, 2009.
- 4) 橋爪謙一郎: 災害時の死亡について考える 災害におけるエンバーミング; 日本集団災害医学会誌 12 (3) 296, 2007.
- 5) Hayashi S, Homma H, Naito M, Oda J, Nishiyama T, Kawamoto A, Kawata S, Sato N, et al: Saturated salt solution method: a useful cadaver embalming for surgical skills training; Medicine (Baltimore) 93(27) e196, 2014.
- 6) Rohan RP, Hettiarachchi M, Vidanapathirana M, Perera S: Management of dead and missing, aftermath tsunami in Galle; Leg Med Suppl 1, S86-88, 2009.
- 7) Meyer HJ, Chansue N, Monticelli F: Implantation of radio frequency identification device (RFID) microchip in disaster victim identification (DVI); Forensic Sci Int, 157(2-3) 168-171, 2006.
- 8) 碑文谷 創: 日本におけるエンバーミングの歴史, 20 周年記念誌 IFSA の 20 年 - これま

- でとこれから一, 48-49, 63-65, 一般社団法人日本遺体衛生保全協会(IFSA), 神奈川, 2012.
- 9) 台風 18 号 暴風が大地を引き裂く 全国に被害を残した風台風, 財団法人河川情報センター, 災害列島 2005 2004 年の災害を振り返る, 24-25, 国土交通省河川局防災課災害対策室, 東京, 2005.
- 10) Management of dead bodies after disasters: A field manual for first responder, 2nd ed, Pan American Health Organization, World Health Organization Regional Office for the Americas, World Health Organization, International Committee of the Red Cross, International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, 2016.
- 11) New Zealand Embalming Association Inc
<https://www.nzembalmers.org.nz/>
- 12) Operation Deep Freeze The New Zealand Story : New Zealand Antarctic Veterans Association
<http://antarctic.homestead.com/Index.html>
- 13) 永田和泉 : 土砂災害被災者のエンバーミング処置, エンバーミング技術 3, 5-13, 2017.
- 14) Penny Brander : Interview with Simon Manning
https://natlib.govt.nz/records/35863057?search%5Bi%5D%5Bname_authority_id%5D=-298574&search%5Bpath%5D=items
- 15) 岩原香織 : 災害時の歯科医師の活動, 高橋雅典監修, 都築民幸, 山田良広, 櫻田宏一編集, 法歯科医学 基礎知識から臨床・災害時の対応まで, 173-182, 永末書店, 京都, 2017.
- 16) 都築民幸, 岩原香織 : 災害対応マニュアルを見直す重要性 - 災害時の行動について啓発、情報の共有を -, the Quintessence, 33, 37-38, 2014.
- 17) Death, Burial and Cremation, A New Law for Contemporary New Zealand: Law Commission, Te Aka Matua O Te Ture
<https://www.lawcom.govt.nz/sites/default/files/projectAvailableFormats/NZLC-R134-Death-Burial-and-Cremation.pdf#search=%27DeathBurialandCremation%27>
- 18) Disaster Mortuary Operational Response Teams : DMORT Standard Operating Procedures for National Transportation Safety Board Activations, US Department of Health and Human Services, Washington, DC USA, 2006.
- 19) 吉永和正 : DMORT - 災害死亡者家族支援チーム -, Prehospital Care, 31(2) 40-42, 2018.
- 20) 東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正) [本冊]
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/359/H26shinsai_honsatsu.pdf
- 21) 東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正) [別冊資料]
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/359/bessatsu.pdf
- 22) 長浜市地域防災計画
<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1062/tibou-honpen.pdf>

Management of dead bodies after disasters : A field manual for first responder, second Edition

Table of contents

Foreword

Contributors

1. Introduction
 2. Planning and coordination
 3. Health and safety - including infectious disease risks of dead bodies
 4. Allocating a unique code to the dead bodies
 5. Taking photographs and recording data from dead bodies
 6. Recovery of dead bodies
 7. Temporary storage of dead bodies
 8. Traceable long-term storage and disposal of dead bodies
 9. Support for families and relatives
 10. Collection and management of information on the missing (including those presumed dead)
 11. Communication with families and the media
 12. Frequently asked questions
- Annex 1 Dead body information form
- Annex 2 Missing persons information form
- Annex 3 Label for the dead body with unique body code and chain of custody record
- Annex 4 Mass fatality plan checklist
- Annex 5 Coordination plan flowchart for management of the dead: an example
- Annex 6 Dealing with the bodies of persons who died from an epidemic of infectious disease
- Annex 7 Cemeteries
- Annex 8 Processes enabling the use of forensic dna analysis in a large mass fatality disaster
- Annex 9 The management of dead foreign nationals following a large mass fatality disaster
- Annex 10 supporting publications
- Annex 11 international organizations

図1. 災害後の遺体管理 初期対応マニュアル 第2版 (WHO, ICRC, IFRCRCS, PAHO, WHO Regional Office for the Americas)

Following the funeral professions response during the Erebus Disaster in 1979 a recommendation was received requesting a formal structure be put in place, the NZ Disaster Response Team was the result of this request it was officially formed in the early 80' s.

The team is made up of a:

- National Coordinator, whose role is to co-ordinate and communicate between the organisations involved in the disaster.
- Mortuary Support, whose role is to obtain chemicals and equipment.
- Embalming Team Leaders, Embalmers & Assistant Embalmers, whose role is to embalm the deceased persons to a level allowing the funeral processes to take place, and giving due consideration to the cultural and religious beliefs of the deceased persons and their families.
- Funeral Team Leaders, Funeral Directors & Funeral Assistants, whose responsibility is to manage the funeral support between the funeral companies and Funeral Disaster Response Team, working with the funeral company/companies to ensure that support is offered to assist the running of funeral homes.
- Logistics Team, which is supplied by the Funeral Directors Association of New Zealand and whose role will be to provide administrative equipment and staff, provide the caskets and transportation co-ordination the repatriation of deceased persons to their destination whether it be within New Zealand or overseas.

The Disaster Response Team have the full use of the profession' s Peer Support Team, who are specially trained industry personnel who will debrief each person involved and offer ongoing support to themselves and their families.

The Disaster Response Team is voluntary and because of this relies on the generosity of both the team members and their employers, as a member of the New Zealand Embalmers Association or the Funeral Directors Association of NZ you may be called upon to assist in any future Disasters.

The Funeral Disaster Response Team has offered assistance to funeral directors who have multiple deaths which may be too much for one company to cope with.

図 2-1. 災害対応 (ニュージーランドエンバーミング協会)

Over the years since the formation the coordinator has been invited to join the NZ DVI Team, which is operated under the auspices of NZ Police. Also an invitation has recently been received from Coronial Services to participate with service delivery from their perspective.

The Funeral Disaster Response Team can be called in by any funeral company that is called in to deal with a multi-death event.

Examples of the team's deployment have been:

- Erebus Air Disaster
- Masterton Family Multi Death Situation
- Cave Creek - West Coast
- Caterton Balloon Tragedy
- Christchurch Earthquake

Members are the NZ Funeral Disaster Team are made up of Embalmers who have a current practicing Certificate and have a qualification in Embalming recognised by the New Zealand Embalmers Association and Funeral Directors who hold a current Registration with the Funeral Directors Association of New Zealand.

図 2-2. 災害対応 (ニュージーランドエンバーミング協会)

東京都地域防災計画

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容	
機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底

図 3. 遺体収容所の設置とその活動を行う機関および対策内容
 (震災編 第 8 章 医療救護等対策 第 5 節 具体的な取組 【応急対策】 4 行方不明者の
 搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (1) 対策内容と役割分担 より)

58 災害時における遺体の搬送に関する協定 (都福祉保健局)	164
59 災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定 (都福祉保健局)	166
60 災害時における火葬の実施に関する協定 (都福祉保健局)	167
61 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定 (都福祉保健局)	168

図 4. 遺体に関係する団体との協定
 (震災編 資料編 第 2 部 施策ごとの具体的な計画 (予防・応急・復旧計画)
 第 1 章 都、区市町村等の基本的責務と役割 第 6 都と民間団体等との協力 より)

【遺体処理の期間等と国庫負担】	
区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内 (10 日以内) に内閣総理大臣 (区市町村長の場合は知事) に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

図 5. 遺体処置に関する国庫負担の対象内容
 (震災編 第 8 章 医療救護等対策 第 5 節 具体的な取組 【応急対策】 4 行方不明者の
 搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 (2) 業務手順 より)

エンバーミングの記載がある地域防災計画

(6) 遺体の検案及び処置

現地において医師立会いのもとに警察官が遺体を検視した後、検案及び処置を実施する。

- ① 医師が遺体を検案し、検案書を作成する。
- ② 遺体の検案後、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。
- ③ 災害対策本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等を掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。また、必要に応じて遺体の長期保存処置（エンバーミング）を実施する。
- ④ 検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。

図6. 遺体の処置に関するエンバーミングの記載

（長浜市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第4節 応急対策期の活動 第3 被災者への救護活動 9 行方不明者の搜索、遺体の火葬 より）

(9) 火葬等の円滑な推進

災害対策本部及び湖北広域行政事務センターは、火葬等を円滑に行うため、次の事務を行う。なお、火葬の実施に関する企画は市が担当し、火葬の実施は湖北広域行政事務センターが担当する。

- ① 死亡者数の把握
- ② 火葬計画の作成
- ③ 遺体搬入車両及び搬入路の把握、確保
- ④ 燃料、消耗品等の在庫状況の把握、確保
- ⑤ 棺、ドライアイス、エンバーミングに必要な資機材等の在庫状況の把握、確保
- ⑥ 火葬のための関係者に対する協力要請
- ⑦ 相談窓口の設置及び市民への情報提供

図7. エンバーミングに必要な資機材等に関する記載

（長浜市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第4節 応急対策期の活動 第3 被災者への救護活動 9 行方不明者の搜索、遺体の火葬 より）

(11) 葬祭業者等に対する要請

市は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等が不足する場合、また、エンバーマー（エンバーミングの専門知識をもった技術者）が不足する場合、葬祭業者等に対して協力の要請を行う。

図8. エンバーマーの協力要請に関する記載